

ドメイン移管サービス利用約款

株式会社サイバー・トレーディング

この「ドメイン移管規約」(以下「本規約」とします)は、株式会社サイバー・トレーディング(以下「当社」とします)以外のドメイン名登録機関(以下「レジストラ」とします)を通じてドメイン名を登録されているお客様(以下このお客様を「申請者」とします)が、ドメイン名のレジストラを当社へ変更(以下「ドメイン移管」とします)するサービスの利用において適用されるものです。

(※)「登録情報」とは、申し込み時点におけるレジストラもしくはレジストラの Whois 情報に登録されている情報を指します。

(※)「gTLDドメイン名」とは、.com/.net/.org/.info/.bizドメインを指します。

第1条 (申し込み時の制限事項)

- 1 利用契約者が指定事業者あるいはドメイン移管を希望する場合は、当社の定める方法に従って手続きを行うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、ドメイン移管できないものとします。
 - i 利用契約者が利用料金を未払いの場合
 - ii 当社がドメイン名登録ページ(<https://y7.com/>)以下で定めるドメイン移管の際の条件を満たしていない場合
 - iii 指定ドメインのレジストラおよびレジストラのシステムが対応していない場合
 - iv 指定ドメインのレジストラの方針によりドメイン移管制度がない場合
 - v ドメイン名登録日から 60 日間未満である場合(.jp ドメイン名を除く)
 - vi 前回のドメイン移管完了から 60 日間未満である場合(.jp ドメイン名を除く)
 - vii 次条(登録期間)の定めにより延長された登録期間が、ドメイン移管申込日より 10 年を超える場合(.jp ドメイン名を除く)
 - viii レジストラによってドメイン移管が禁止されている場合
 - ix 現在のレジストラによってドメイン移管が禁止されている場合
 - x 紛争処理規定に基づく手続中である場合
 - xi 前項に該当する以外の紛争中である場合
 - xii 法律、条例等の定めによりドメイン移管が禁止されている場合
 - xiii ドメイン名登録期限日まで 30 日以内の場合(gTLD ドメイン名を除く)
- 2 指定事業者変更あるいはレジストラ変更(ドメイン移管)の際の料金については、「ドメイン移管料金規定」の通りとします。
- 3 複数年登録汎用 JP ドメイン名並びに属性型 JP ドメイン名のドメイン移管について、当該ドメイン名の登録契約期間が満了していない場合も、利用契約者は、新規契約する指定事業者に対してドメイン名登録料金を再度支払うものとします。
- 4 当社でドメイン名の更新をしてから 60 日はドメイン移管することはできません。ただし、汎用 JP ドメイン名並びに属性型 JP ドメイン名の場合、ドメイン名を有効期限の 60 日以上前に更新し、更新から 60 日が経過した場合も、更新前の有効期限を経過する前にドメイン移管することはできません。更新前の有効期限が経過する前にドメイン移管した場合は、既に当社に支払い済みの更新料金を、新規契約する指定事業者に再度支払うものとします。

第2条 (登録期間)

- 1 gTLDドメイン名の場合
 - i gTLDドメイン名を当社へドメイン移管する場合、申請者は、ドメイン移管の手続きが完了した時点で、当該ドメイン名の登録期間が従来の終了日より 1 年間、延長されることに同意するものとします。
- 2 .jpドメイン名の場合

- i .jpドメイン名を当社へ「移転」する場合、申請者は、ドメイン移管の手続きが完了した時点で、当該ドメイン名の登録日が移転完了日、登録期限日が 1 年後の移転完了月の末日になることに同意するものとします。「指定事業者変更」の場合、現在のレジストラ(JPRS)の Whois 情報に記載されている登録日と登録期限日をそのまま引き継ぎます。

第3条 (登録情報に関する制限事項)

- 1 gTLDドメイン名の場合
 - i 当社へのドメイン移管手続きと同時に、登録者および管理担当者を変更することはできません。登録者および管理担当者の情報変更が必要な場合は、ドメイン移管を行う前のレジストラにおいてそのレジストラの所定の手続きにて変更するか、ドメイン移管完了後、当社所定の手続きにて変更を行うものとします。経理担当者および技術担当者につきましては、当社へのドメイン移管手続きと同時に変更が可能です。
- 2 .jpドメイン名の場合
 - i 当社へのドメイン移管手続きと同時に、登録者および公開連絡窓口を変更することはできません。登録者および公開連絡窓口の情報変更が必要な場合は、ドメイン移管を行う前のレジストラにおいてそのレジストラの所定の手続きにて変更するか、ドメイン移管完了後、当社所定の手続きにて変更を行うものとします。また、ドメイン移管申し込み時の弊社における管理担当者は、現在の公開連絡窓口と同一でなくてはなりません。

第4条 (登録規約およびドメイン紛争処理規定)

当社へドメイン名をドメイン移管するに先立ち、申請者は「ドメイン取得/登録規約」および「統一ドメイン名紛争処理方針」に従うことに同意するものとします。当社が定める「ドメイン取得/登録規約」および「統一ドメイン名紛争処理方針」は、申請者のドメイン名のドメイン移管が完了しレジストラが当社となった時点で当該ドメイン名に適用されるものとします。

第5条 (ドメイン管理担当者または公開連絡窓口の承認)

現在の登録情報に管理担当者(.jpドメインの場合は公開連絡窓口)として登録されている電子メールアドレス宛てに送信される当社からのメールに対して、所定の承認処理が行われない場合、当社は当該ドメイン名のドメイン移管手続きを取り消すことができるものとします。

第6条 (通知手段)

ドメイン管理担当者(.jpドメインの場合は公開連絡窓口)の承認およびドメイン移管手続き中における弊社からの通知は、すべて電子メールにて行うものとします。

第7条 (責任の制限)

- 1 当社は、第1条(申し込み時の制限事項)または第5条(ドメイン管理担当者または公開連絡窓口の承認)に掲げるドメイン移管不能事由に該当する場合や不可抗力によるコンピュータシステムの停止等、当社の責に帰さない事由によりドメイン移管の手続きが行われなかったことによるあらゆる損害について一切責任を負いません。
- 2 また、ドメイン移管手続き中に、現在のレジストラによってドメインが削除されたことに起因するあらゆる損害について当社は一切責任を負いません。
- 3 ドメイン移管に伴う現行ドメイン管理者宛に通知される承認・不承認における回答・行動によるあらゆる結果について当社は一切責任を負いません。
- 4 当社の責に帰すべき事由によりドメイン移管の手続に不具合があった場合、当社は、当該申請者がドメイン名のドメイン移管のために当社に支払った合計金額を上限として損害賠償請求に応じるものとします。

第8条 (準拠法および裁判管轄)

本規約およびこれに関連する合意事項の準拠法は、日本法とします。本規約およびこれに関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。